

入札説明書等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
1	要求水準書	30	第3	4	6	(5)	通信の調達管理	電話及び専用回線等の調達、通信料等の管理（受託者費用負担）と記載されております。既存の電話及び専用回線等で処理場施設等の運転管理に必要な回線をご教授願います。	既存の回線は以下のとおりです。 ・六日町処理区 電話回線（代表・サブ）2回線、FAX回線1回線、光通信（ネット）回線1回線、 場外連絡用携帯電話1回線 ・堀之内処理区 電話回線（代表・サブ）2回線、FAX回線1回線、光通信（ネット）回線1回線、 場外連絡用携帯電話1回線 専用回線 堀之内処理場から竜光、宇賀地、四日町の各ポンプ場へ制御通信用回線（アナログ）各1回線 ※専用回線種別は「NTT専用回線3.4K」	9月25日
2	要求水準書	30	第3	4	6	(6)	消耗品等の調達管理	表2-3本事業の消耗品等に係る経費の負担区分以外の消耗品調達が不明なため、見積もりが困難な状況です。過去5年間の実績額をご教授願います。	これまでの表2-3以外の消耗品としては、主に機械・電気設備で修繕に含まれる部材があり、汚水ポンプインバータ部品購入や余剰汚泥供給ポンプ用部品購入、余燃緊急遮断弁購入などを行っており、過去5年間の実績を開示資料に追加します。	9月25日
3	要求水準書	30	第3	4	8		住民対応業務	対応体制や費用を見積もるための情報が不足しております。適正な見積もり・提案のため、以下の実績情報を開示いただけますでしょうか。 1. 過去3～5年程度の年間苦情・問合せ件数 2. 主な対応内容 3. 夜間・休日における対応実績の有無 4. 現行の対応体制および県と受託者の役割分担	これまでの県民からの問い合わせ等については以下のとおりです。 1. 各処理区それぞれ年間2～3件 2. マンホール蓋のガタつき(今回対象外)や市が対応する公共下水道に関する案件(市の窓口を案内) 3. 過去5年間は夜間・休日における対応なし 4. 現在は維持管理の範囲であれば新潟県下水道公社が対応、それ以外は県が対応	9月25日
4	要求水準書	31	第3	4	11		環境整備管理業務	除雪等対応すること記載されておりますが内容が不明なため、見積もりが困難な状況です。除雪の対象範囲（図面等）や過去5年間の除雪回数の実績などをご教授願います。また、大型重機による外部業務委託も想定されますので、現在提示している仕様書がありましたら資料の開示をお願いします。	契約書及び過去5年間の実施時間を開示資料に追加します。	9月25日
5	要求水準書	31	第3	4	13		広報協力業務	具体的な業務量や協力範囲が不透明なため、適正な見積もりが困難な状況です。想定される年間対応件数および業務量の目安をご開示いただけますでしょうか。	各地域整備部が共催等で行う土木フェアへの参加等が想定され、イベント内容によりませんが、1イベントで4人1日程度と考えております。 これまでは年間1～2件です。	9月25日
6	要求水準書	31	第3	4	14		他工事立会業務	想定される立会頻度や作業量が不明なため、適正な見積もりが困難な状況です。想定される年間対応件数および1件当たりの平均的な立会・操作協力の所要日数をご開示いただけますでしょうか。	県の発注工事として、 機械・電気設備は、各処理区それぞれ年1～2件となっており、1件当たり6日程度の所要日数となっています。 土木・建築設備は、各処理区それぞれ年2件程度となっており、1件当たり1日程度の所要日数となっています。	9月25日
7	要求水準書	31	第3	4	15		その他の管理業務	対象となる調査の具体的な内容や協力範囲が不明なため、見積もりが困難な状況です。具体的な内容および想定される作業量・工数の目安をご開示いただけますでしょうか。	これまでは年間20件程度であり、調査一覧を開示資料に追加します。1件当たり2日程度の作業量となっています。	9月25日
8	委託契約書(案)	7	1	6	(1)		物価変動等による改定	別紙1 6(1)において、対価Bの廃棄物運搬処分業務等は企業向けサービス価格指数等を指標として年1回の改定を行う規定となっております。 しかしながら、民間処分業者（2社）より令和10年度以降の受入単価について、人件費・燃料費・修繕費・処分コスト高騰等を背景とした大幅な値上げ要請を既に受けており、公表指標の変動幅（前年比±1%、累積±1.5%等の改定基準および指数の上昇率）を大きく超え、実際の調達・処分費用と乖離することが懸念されます。 つきましては、事業継続上のリスクを回避するため、以下の点についてご回答いただけますでしょうか。 1. 公表指標に基づき定期改定の計算結果（別紙1 6(1)）を超えて、市場の実勢価格（2社からの見積等）が大幅に高騰した場合、委託契約書(案)第65条第2項（急激なインフレ等）を適用し、県と受託者の協議の上で対価の額（提案単価）を変更することは可能でしょうか。 2. 処分業者の撤退や著しい価格変更等により、受託者の責に帰さない理由で調達コストが急激に変動した場合の協議枠組みや費用負担の考え方をご教示ください。	1. 対価Bについては、原則として、別紙1の6（1）に定める指標、改定基準及び計算方法に基づき改定します。 一方で、当該指標による改定のみでは実際の価格変動を適切に反映できず、予想することのできない特別な事情により対価の額が著しく不相当となった場合は、委託契約書(案)第65条第2項に基づき、対価の変更を請求することが可能です。その際は、価格変更の内容及び根拠、公表指標との乖離状況等を確認し、対価の額の変更について甲乙協議により決定します。 2. 処分業者の撤退や著しい価格変更等が生じた場合は、その発生原因、業務への影響、代替処分先の確保状況及び増加費用の根拠等を確認し、個別の事象に応じ、甲乙協議により決定します。	9月29日

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
9	入札説明書	7	3	2	4	イ	提出方法	文中に【代理人が持参する場合は「様式3-1-4委任状（受任者）を持参すること。」とありますが、一方で「提出書類作成要領」「第1提出書類の一覧」「資格確認申請書および見積回答書に関する提出書類」には記載がありません。様式3-1-4委任状は資格確認申請書および見積回答書の提出時に必要でしょうか。	資格確認申請書及び見積回答書の提出時に、代理人が持参する場合は、「様式3-1-4 委任状（受任者）」の提出が必要です。	9月29日
10	提出書類作成要領	1	1	2			様式番号2-1 資格確認申請書および見積回答書表紙	「所定の様式に、必要な事項を記入すること」とありますが、記入項目がありません。	「様式2-1 資格確認申請書及び見積回答書表紙」は表紙であるため、ご認識のとおり記入項目はありません。	9月29日
11	提出書類作成要領	1	1	2			様式番号2-4 処理場施設等管理業務に当たる者	【添付書類】・業務に係る契約書とありますが、原本ではなく「契約書の写し」で宜しいでしょうか。	業務に係る契約書については、原本の提出は不要であり、契約書の写しをご提出ください。	9月29日
12	提出書類作成要領	3	2	4	(2)		書式等	「前文略 A4縦長両面印刷とすること。」5編集方法 (5)「前文略 A4縦長両面印刷とし、左側2点綴じ冊子とすること。」とあります。資格確認申請書および見積回答書提出時はどちらになるのでしょうか。	A4縦長・両面印刷とし、提出書類が複数枚となる場合は、左側2点綴じの冊子として提出してください。	9月29日
13	入札説明書	3	2	6			事業期間	事業準備期間の記載がありますが、「引継ぎ内容については要求水準書に定める」と契約書（案）（P8,第27条,1）に記載されております。しかしながら、要求水準書には事業開始時の引継ぎ内容が記載されていません。（事業終了時のみ記載）事業開始時の引継ぎ内容の提示をお願いいたします。	要求水準書「1.3事業期間」に記載のとおり、「受託者は県又は県が指定する者からの引継ぎを受け、各業務の習熟を図るものとする。」とし、現行の運転・維持管理の状況、業務の進め方等をマニュアルや現地立ち合い等により引き継ぐことを想定しています。	10月9日
14	入札説明書	12	4	1			リスク分担の基本的な考え方	想定されるリスクの明確化について記述されており、責任分担は契約書によるとの記載されております。契約書（P16,第3章,第1節,第66条,1）では明確に示されていません。記述されている「乙の責めに帰すべき事由」の具体的な内容を提示をお願いいたします。	契約書（案）は、将来発生し得る全てのリスク事象を個別具体的に列挙しているものではなく、各事象が発生した場合における責任分担の基本的な考え方を定めているものです。 「乙の責めに帰すべき事由」としては、例えば、以下のような事象が想定されます。 ・運転操作上の誤りによる不具合等 ・要求水準書に定める点検、水質検査等の遅滞又は不完全な実施 なお、上記は例示であり、実際の責任分担については、事象の発生原因、契約上求められる注意義務の履行状況、甲の指示の有無等を踏まえ、個別具体的に決定します。	10月9日
15	入札説明書	3	2	8			魚野川流域関連市町村との連携への対応	し尿等受入れ施設について、4/1までの業者選定と質問回答が明示されましたが、引継ぎ、準備を考慮すると本事業と同時期の運用開始は困難です。し尿受入れ施設については、本事業開始期間から対象外として明示し、事業開始までの想定スケジュールと事業概要の提示をお願いいたします。	実施方針（案）等に関する意見及び質問に対する回答(R8.7.15)においては、南魚沼市が事業者選定を行う趣旨で回答しています。要求水準書P.33別紙1にも記載のとおり、し尿等受入れ施設は南魚沼市所管施設であり、本事業の対象外となっています。	10月9日
16	入札説明書	10	2	6	2	表2-3	本事業の消耗品に係る経費の負担区分	表中に「特殊作業工具・測定器具」とありますが、取得金額も高額になる恐れがありますので、範囲の提示をお願いいたします。	特殊作業工具は機器の保守点検や軽微な修繕に必要な電動工具等を想定し、測定器具は電流・電圧・抵抗などの電気関係の測定や回転計や振動計などの機械の点検に必要な測定器具等を想定しており、高額なものについては開示資料の「貸与品一覧表」に示しています。 また、そのほか、現在使用している特殊作業工具・測定器具は無償で引き継ぐ事が可能であり新たに購入していただくものは想定しておりません。ただし、故障等により使用出来なくなった場合は、受託者が必要に応じて修繕等を行う必要があります。	10月9日
17	要求水準書	11	2	11	1		契約終了時の対応	文中に、「契約終了後1年間は改築及びオーバーホールを伴う大規模修繕を要しない状態であること」とありますが、改築についての定義の一部に長寿命化対策が含まれています。委託契約書（案）（用語の定義）長寿命化対策の定義の一部に「当該設備を部分的に新しくすることをいう。」と示されています。適用される範囲の提示をお願いいたします。	契約終了後1年間において、ストックマネジメント計画等を踏まえて計画的に実施する長寿命化対策については、本規定の改築の対象に含みません。	10月9日
18	要求水準書	25	3	4	3	(1)	表3-9参考 点検業務の計画内容（令和7年度時点）	六日町浄化センターに”変圧器精密点検”が計画されていますが開示資料のなかに仕様書がありません。仕様書の開示もしくは点検内容等をご教示願います。	変圧器精密点検については、旧設備の油入変圧器の点検を見込んだものであり、現在は乾式（令和3年度に導入）のため、専門業者への外注は行っており、受配電設備の日常点検・年次点検において対応しており、仕様書はありません。	10月9日

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
19	要求水準書	25	3	4	3	(1)	表3-9参考 点検業務の計画内容（令和7年度時点）	六日町浄化センターおよび堀之内浄化センターの「計装設備保守点検」が挙げられておりますが、開示資料内に当該業務の仕様書がなく、公社年報の委託点検の実績にも該当する点検が見当たりません。 つきましては、適正な見積もり・提案のため以下の点についてご教示願います。 1. 当該「計装設備保守点検」は公社年報の自主点検の範囲と解釈してよろしいでしょうか 2. 専門業者への外注を想定した「保守点検」を指す場合は、該当する仕様書をご開示願います。	1. 基本的には自主点検の範囲に含まれており、保守が必要な場合には消耗品費で対応していますが、自主点検で対応出来ない場合には専門業者への外注を行っています。 2. 専門業者への外注を行っているものは、過去5年で3件程度（反応タンク吹込風量計点検やポンプ場し渣ホッパー重量計調査等）ありましたが、いずれも10万円未満であったことから仕様書の作成は行っていません。	10月9日
20	要求水準書	26	3	4	3	(3)	軽微な修繕、補修	対価Aに含まれる日常的な「軽微な修繕・補修」と対価Cの「計画修繕（保全予防）」において、作業範囲や金額の解釈の違いにより、本来対価Cで請求すべき修繕を対価Aとなる恐れがありますので、定量的基準の提示をお願いいたします。	「軽微な修繕・補修」と「修繕業務」の区分については、金額による定量的な基準ではなく、日常業務の範囲内で受託者が対応可能な作業であるかを基本的な判断基準とし、甲乙協議のうえ決定することを想定しています。 具体的には、照明器具等の保管されている消耗品を使用するなど、資材が必要又は直接経費に含まれる消耗品を用いて、受託者が現場で対応可能なものは「軽微な修繕・補修」とし、日常業務の一環として対価Aに含むことを想定しています。 一方、専門業者への発注が必要となるものなど、受託者が日常業務の範囲内で対応することが困難なものは、修繕業務として対価Cにより対応することを想定しています。	10月9日
21	委託契約書（案）	8	2	1	第29条	2	許認可	文中末の「乙は、甲の請求により必要な協力を行うものとする。」とあります。想定されている事案等について、提示をお願いいたします。	県が許認可等手続を行う際に、維持管理上の支障があるか否かの確認を求めること等を想定しています。	10月9日
22	委託契約書（案）	15	3	7	第65条	3	物価の変動に基づく対価の額の変更	前文略 「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知するものとする。」とありますが、近年の急激な資材・労務・エネルギー価格等の変動を踏まえ、双方が客観的な指標や見積根拠を提示し、実質的な合意形成を図るためには、14日間の協議期間は極めて短く、十分な協議が行われないまま期限を迎える懸念がございます。インフレ等による費用高騰を適切に転嫁できない可能性があり、協議不成立時に受託者側が不利益を被ることが懸念されます。客観的な公的統計指数（企業物価指数・労務単価等）に基づき機械的に按分・改定するルールを事前に定めることを要望します。	協議期間を14日以内としているのは、協議の長期化によって対価の額が確定しない状態が長期間継続することを防ぐためです。 通常の物価変動については、委託契約書（案）別紙1第6項に従い客観的な公的統計指数等に基づく改定方法を定めています。他方で、委託契約書（案）第65条第2項に定める急激なインフレーション等は、その要因、対象となる費用及び影響の程度が事象ごとに異なります。このため、あらかじめ明確な適用基準を定めることで、当該基準に該当しない事象が生じた場合に、対価変更の対象とすることができなくなるおそれがあることから、一律の基準は設けていません。 いずれの場合においても、対価の変更に当たっては、協議開始前に甲乙で事前協議を十分に行い、公的統計指数、見積書その他の客観的な根拠資料を基に、実際に生じた費用への影響等を踏まえて対応することを想定しています。協議が整わず、甲が対価の額を定める場合であっても、これらの客観的資料及び協議の内容を踏まえて行うものであり、甲が恣意的に対価の額を定めることは想定していません。	10月9日
23	委託契約書（案）	17	3	2	第72条	4	法令変更に伴う通知の付与及び協議	法令変更は受託者の責めに帰すことができない事由であるにもかかわらず、費用の負担割合や契約変更の合意がないまま「県の通知に従い業務を継続する」ことのみが義務付けられています。この場合、受託者が多額の追加費用を立て替え続け、事後的に不払いや大幅な査定減となる極めて重大な経営リスクを負うこととなります。不可抗力または法令変更に伴う協議が期間内に整わない場合において、受託者に業務継続義務を課すのであれば、その間の増加費用の暫定支払（概算払）ルールの新設、一方的な費用負担リスクを是正する条項の修正を要望いたします。	第72条第4項における60日間は、法令変更への対応に関する協議が長期化することを避けるため、一定の協議期間を設定したものです。協議が整わない場合に、甲が費用負担を一方的に決定することを定めたものではありません。 また、法令変更により生じた増加費用又は損害の負担については、第73条に定めています。同条では、本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更及び消費税等に関する税制の変更等による増加費用又は損害は甲の負担とし、この負担は、乙に対して一般に適用される法令等の変更及び法人の利益に関する税制の変更等によるものに限定しています。 したがって、第72条第4項に基づき業務を継続する場合であっても、増加費用又は損害を一律に乙の負担とするものではなく、第73条の負担区分に従って取り扱います。	10月9日
24	委託契約書（案）	別紙1	2	別表2			各業務の経費区分	計画案策定業務 経費区分対価A 支払時期検査後に支払いとあります。次頁別表3計画策定業務についての支払時期は実施年度（R13・R18）に一括支払いとの解釈で宜しいでしょうか。	業務の実施年度については、要求水準書に記載のとおり、令和13年度及び令和18年度であり、ご理解のとおりです。 ただし、支払時期については、実施年度に一括して支払うものではなく、委託契約書（案）別紙1に記載のとおり、各計画案策定業務の完了後、検査を経て支払うものとしています。したがって、具体的な支払時期は、業務の完了及び検査の時期により決定します。	10月9日

No.	資料名	頁	章	節	項	目	項目名	質問事項	回答	回答日
25	委託契約書 (案)	7	1	6	(1)		物価変動等による改定	別紙1 6(1)において、対価Aの「保守点検整備業務」の改定指標として「毎月勤労統計調査 現金給与総額（賃金指数）」が指定されています。 消化ガス発電設備等の保守点検整備業務におきましては、業務費用の大半をメーカー専門部品・資材費が占めており、近年の資材価格高騰に伴うメーカー調達コストの上昇分は、賃金指数の変動のみでは十分にカバーできない懸念がございます。 つきましては、事業継続上のリスクを回避するため、以下の点についてご回答いただけますでしょうか。 1. 改定指標に「企業向けサービス価格指数」や「国内企業物価指数（機械器具・化学製品等）」を複合的に反映していただくことは可能でしょうか。 2. 専門メーカーによる点検および部品調達費用について、実費スライドの適用、もしくは「対価C（実績払い）」の対象としていただくことは可能でしょうか。	保守点検整備業務では、施設設備機器ごとに費用構成が異なるため、それぞれに指標を設定する場合、官民双方の事務負担が大きくなることが想定されます。このため、業務に係る費用の変動を総合的に捉える指標として、「毎月勤労統計調査 現金給与総額（賃金指数）」を採用しています。 なお、当該指標のみでは実際の価格変動を適切に反映できず、対価の額が著しく不適当となった場合は、甲乙で協議の上、基準となる各指標を変更することを妨げるものではありません。	10月9日
26	要求水準書	29	3	4	5	(2)	突発修繕	実施方針（案）等に関する意見及び質問に対する回答のNo. 288より「緊急の必要がある場合には、県へ事前に報告し、協議した上で1社見積も可とする」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	10月9日